

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 春日部市)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	3	アクリル酸エチル	1	11	53,000	14	53,000	0	0
1	4	アクリル酸及びその水溶性塩	1	11	120,000	10	120,000	0	0
1	7	アクリル酸ブチル	1	11	140,000	9	140,000	0	0
1	8	アクリル酸メチル	1	11	2,900	21	2,900	0	0
1	53	エチルベンゼン	17	3	568,360	6	77,660	0	490,700
1	56	エチレンオキシド	1	11	2,300	24	2,300	0	0
1	58	エチレングリコールモノメチルエーテル	1	11	520	30	520	0	0
1	80	キシレン	18	2	2,401,000	2	241,900	0	2,159,100
1	134	酢酸ビニル	1	11	110,000	12	110,000	0	0
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	11	5,000	18	5,000	0	0
1	240	スチレン	1	11	120,000	10	120,000	0	0
1	300	トルエン	19	1	4,791,100	1	256,100	0	4,535,000
1	309	ニッケル化合物	1	11	900	28	900	0	0
1	392	ヘキサン	16	4	1,586,090	4	690	0	1,585,400
1	395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1	11	2,700	22	2,700	0	0
1	400	ベンゼン	15	5	284,300	7	0	0	284,300
1	415	メタクリル酸	1	11	2,700	22	2,700	0	0
1	420	メタクリル酸メチル	1	11	280,000	8	280,000	0	0
1	438	メチルナフタレン	1	11	6,500	17	6,500	0	0
1	568	アセチルアセトン	1	11	620	29	620	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	15	5	2,034,800	3	0	0	2,034,800
1	697	鉛及びその化合物	2	9	3,000	20	3,000	0	0
1	731	ヘプタン	15	5	591,000	5	0	0	591,000
1	746	N-メチル-2-ピロリドン	1	11	990	27	990	0	0

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
2	417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル	1	11	1,500	26	1,500	0	0
2	419	メタクリル酸ブチル	1	11	41,000	15	41,000	0	0
2	791	ノナン	1	11	18,000	16	0	0	18,000
3	1	アンモニア(アンモニア水を含む)	1	11	4,000	19	4,000	0	0
3	11	メタノール	2	9	1,800	25	1,800	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	3	8	62,500	13	62,500	0	0
		合計	—	—	13,236,580	—	1,538,280	0	11,698,300

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量：事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量：事業所において製造した量

取り扱う量：事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。